

平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年四月二十八日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	佐々木 弘
同	同	同	宮 政 利
同	同	同	高 橋 義 則
同	同	同	佐 藤 均

平成24年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

〔健康福祉局〕

監査の結果	措置の状況
<p>●補助金の申請手続・支出事務 【指摘事項】（報告書 P42） <広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）> （社福）優輝福祉会では次の点について問題があり、不適正である。 A 申請時の見積書 平成 23 年 6 月 10 日に、庄原市役所を通じて県に提出された、整備計画協議書に添付されていた 3 者の見積書の写しには、いずれも月日が記載されていない。 この 3 者について、法人の登記内容が記載してある履歴事項全部証明書及び企業のホームページにより確認したところ、落札業者である三光電業(株)の代表取締役は B(有)の取締役を兼任しており、三光電業(株)は(株)Aの取引先であり、3 者は、何らかの関連性を有していると認められ、整備計画協議書に添付されている 3 者の見積書は、3 者に見積りをさせているという体裁を整えるための形式的な見積り合せに過ぎないと思われる。 B 虚偽の報告 社会福祉法人 優輝福祉会は、平成 23 年度に補助金 80,000,000 円を受け取っている（障害者自立支援特別対策事業補助金のうち大規模生産設備導入によるもの）。 同設備は年度内（3 月 31 日まで）に導入されることが必要であり、補助金実績報告書に添付した検査調書によると、検査年月日は平成 24 年 3 月 30 日とされている。 しかしながら、納入メーカーの担当者が作成した作業報告書によると、4 月中旬に来て、調整・試運転が終了したのは平成 24 年 5 月 2 日である。 実際に検収が行われ、設置完了したのは 5 月 2 日であり、3 月 30 日とされる検査は虚偽の報告である。</p>	<p>●補助金の申請手続・支出事務 <広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）> A 申請時の見積書 整備計画協議書を受ける段階では、平成 23 年度障害者自立支援基盤整備事業の予算額の範囲内で事業採択を行う箇所数を検討する上で、各整備計画協議書の概算事業費により補助金見込額を把握しているものである。 本件に関しては、複数の見積書のうち、最も安価な事業費に基づき補助額を見込んだものである。 補助事業として採択後には、12 社による指名競争入札を行っている。 見積書の日付については、今後、同様の整備を行う場合は、指導を徹底する。 B 虚偽の報告 包括外部監査の結果報告の概要が判明した後、法人から経緯の報告を求め、年度内に完成していないことを確認したため、補助金の交付取消決定及び返還命令を行った。 補助金は返還され、加算金についても納付するように求めている。</p>

【指摘事項】（報告書 P47, P48）

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

① 補助金支出の妥当性

補助金支出の妥当性について、主として「補助対象施設等の範囲」について検証した。

建物本体と同時に整備する設備や建築工事に係る監理費用等を補助金の対象範囲に含めるか否かについて、各施設で次のような取り扱いが行われていた。

A こぶしヶ丘学園

こぶしヶ丘学園においては、厨房機器について、移動テーブル（3点）、炊飯台車付テーブル（1点）、IH炊飯ジャー（1点）、芯温センサー（1点）、スープジャー（1点）、保温ジャー（1点）、常温配膳車（2点）及び備品ホテルパン（9点）について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

これに対して、子供の家三美園については、厨房機器のうち、シンク等を除いたほとんどの機器について対象外工事費として除外している。

また、子鹿学園においては、厨房機器の取得について、当初より耐震化にかかわる施設整備の契約には含まれていなかった。

なお、厨房機器に対する補助金の交付については、平成25年2月5日に広島県子ども家庭課より、国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得たとの説明があった。

B 子鹿学園

本来補助金の対象とすべきであると考えられる電話設備等の設置費用について、補助金の対象外として申請がなされていた。この点について、当施設に確認したところ、補助金の対象工事、対象外工事の区分は、当補助金の申請準備段階において、県の担当者の指導に従って行ったとのことであった。

なお、当施設に関しては、上記補助対象外工事の範囲の誤りによる補助金への影響は生じていなかった。

C 子供の家三美園

本来、造成工事は、補助金の対象外工事とされている。建物新築工事が竣工するまでに、造成工事も施工されており、建物新築工事を監理した業者が、造成工事の監理も行っていることが判明した。

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

① 補助金支出の妥当性

A こぶしヶ丘学園

補助対象範囲に関する明文化された統一的な判断基準に基づき、補助金の手続を行うこととしている。

なお、厨房機器に対する補助金の交付については、国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得ている。

B 子鹿学園

固定電話については、補助対象であるが、職員が持ち歩くPHSも整備内容に含まれていなかったため、法人に対して職員が持ち歩く電話は補助対象外であると指導したところ、電話設備全体を補助対象外としたものである。

補助対象内外の取扱いについては、関係課で統一したマニュアルを整備する。

C 子供の家三美園

事業者には報告の補正を求めたところ、事業者から、報告の補正が行われた。

報告の補正内容を確認した結果、補助金への影響は生じていなかった。

●補助金支出の効果（報告書 P39, P40）

【指摘事項】

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

障害者自立支援特別対策事業補助金のうち、大規模生産設備導入にかかわる補助金の目的は、就労継続支援事業所における工賃増加を図ることにある。

① 社会福祉法人 爽裕会

（平成 21 年度 印刷機械一式）

社会福祉法人 爽裕会は平成 21 年度に補助金 12,220,000 円を受取り、印刷機械一式を導入している。

平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業（障害者自立支援基盤整備事業）補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると、設備導入の理由について次のように記載されている（要旨）。営業活動の成果が得られれば利用者の工賃増加につながると見込まれる。

印刷作業は全売上高の約 89%を占めており、利用者の工賃に対してもこの売上額が大きな影響を与えている。印刷作業についての営業活動を行っているが、近年の実績はなかなか伸びないため、モノクロ印刷のみでなくカラー印刷も行えるよう印刷機の導入を行うこととした。

補助の対象となった印刷事業に関する工賃単価は、工賃支給要綱によれば、

基本給 = 1 時間当たり 70 円

× 1 ヶ月操作作業時間数

となっており、これは、監査日現在（平成 24 年 9 月 24 日）も同額であり、単価の増加は実現していない。

障害者の平均賃金月額は、平成 19 年度の 21,427 円、平成 21 年度の 17,432 円、平成 23 年度 16,261 円となっており、印刷機械の導入による生産性上昇にもかかわらず減少している。

他方、印刷業務に従事する職員（職業指導員）3 名の給与総額は増加している（平成 23 年は平成 21 年の 109.5%）。事務長、サービス管理者 2 名の給与総額も増加している（平成 23 年は平成 21 年の 109.6%）。

更に、理事長の親族（非常勤）の給与も新たに支給されている。

補助金による印刷機械導入の結果、生産性が向上したにもかかわらず、障害者以外の給与は増額され、障害者の工賃増加が図られていないのは、補助金支出の効果があつたとは認められない。

●補助金支出の効果

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

① 社会福祉法人 爽裕会

平成 24 年度の平均工賃月額は、18,358 円であり平成 23 年度と比較して 2 千円余り上昇している。

障害者以外の職員給与については、定期昇給に基づくものであって問題はなく、理事長の親族（非常勤職員）へ支給した給与については、全額返還することとされた。

県は、補助金による設備導入効果を最大限に引き出すため、法人に対して、平成 25 年度から平成 27 年度の工賃向上計画書及び改善に向けた取組が計画どおりに行われるよう、法人に P D C A サイクルに基づく取組と報告を求めた。

② 社会福祉法人 優輝福祉会
(平成 23 年度 水充填ライン設備)
社会福祉法人 優輝福祉会は、平成 23 年度に補助金 80,000,000 円を受け取り、水充填ライン設備一式を導入している。

平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると、設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。記載のとおり実現すれば工賃増加につながると見込まれる。

利用者が地域で一人の住民として生活できるよう、所得保証を第一の目標として工賃確保に取り組んでいる。良質の地下水を利用した生産活動と広島県共同募金会との協働による飲料水の販売を通じて障害者の受入と工賃の増加を目指す。

広島県北部保健所長による営業許可年月日は平成 24 年 6 月 6 日であり、監査日現在(平成 24 年 7 月 24 日及び 25 日)までの期間が短く、生産活動が軌道に乗っておらず、工賃単価の増加が図られているか否かについては不明である。

●経営手法導入支援事業(報告書 P41)

【指摘事項】

<広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)>

障害者自立支援特別対策事業補助金・大規模生産設備導入によるものは、経営手法導入支援事業が行われている。

経営コンサルタントによる経営計画の策定が行われてはいるが、どの施設においても、経営コンサルタントの訪問回数は 3 回から 4 回であり、最終の訪問時期は、機器導入完了前後である。広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行うとされているが、最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は書面により提出されておらず、要領に従っていないので不適正である。

また、最終書面には、(社福)爽裕会の場合、印刷部門の工賃金額について、平成 21 年度、22 年度及び 23 年度ともに記載されていないため、支出効果を検討することができず不適切なものである。

(社福)優輝福祉会の経営計画では、今回導入した水の事業について、5 年後の工賃が平成 25

② 社会福祉法人 優輝福祉会
水充填ライン設備がない平成 23 年度の平均工賃月額、施設清掃受託、各種自主製品販売等による 19,206 円であり、平成 24 年度の水充填ライン設備を含めた平均工賃月額は 16,828 円で、平成 23 年度と比較して、2,300 円余り減少した。原因は、事業の利用者の更新による生産効率の低下と、水販売の注文がキャンセルとなったことによるものである。

●経営手法導入支援事業

<広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)>

県は、経営コンサルタントに、随時、電話等で訪問状況や指導状況を聞き取っていたため、概ね状況は把握できており、また、現地指導にも同行し指導状況を確認していたが、毎回書面での報告は求めてはいなかったため、今後は改善を図る。

(社福)爽裕会の場合、経済情勢を踏まえ、平成 20 年度当初見込んだ目標工賃の見直しを検討中のため記載されていないが、工賃の基礎資料となる売上高等の短期計画の妥当性を認める報告があったものである。

(社福)優輝福祉会の水事業は、大規模生産設備整備が採択された場合に水充填ライン設備による事業を開始し、これとともに飲食事業も拡大するなどの事業展開を図ることにより、工賃の大幅な向上を目指すという計画である。抽出された工賃は、現在は配達や加工作業のみであるため平均 10,000 円となっている販売事業部門限定の工賃である。この部門で稼働する水事業は、軌道に乗ってフル稼働した場合を元に 5 年後の販売数を見込み、経営コンサルタントが診断を行いながら、法人側と目標金額を設定したものである。

年3月の月10,000円から月60,000円へと6倍になっている。サンプルとして抽出した障害者の平成22年、23年及び24年の工賃に変化は見られないので、6倍という金額設定には無理があると認められる。

計画をすれば終わりではなく、障害者の工賃上昇という結果に結びつかなくてはならない。この点の効果測定・事業の見直しなどを行っていないことは残念である。

●消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について（全施設共通）（報告書 P49）

【指摘事項】

国の定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領によると、事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額の確定額について、県知事に対する報告が義務づけられている。しかし、広島県の当補助金の交付要綱には国と同じ内容の規定は設けられておらず、消費税等に係る仕入控除税額について、監査日現在、監査を行った全ての事業者について、県に対して報告がなされていない。

県の担当者に確認したところ、県交付要綱に規定を設けるべきところ、国の規定と同じ内容の規定が欠落しており、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件

(2) 都道府県が市町村等または民間事業者に対して助成する場合

サ 事業者が民間事業者の場合、上記アからコの条件に加え、以下の条件を付さなければならない。

(ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

(中略)

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

今後、工賃の実績や課題等について把握するとともに、特に工賃の向上が図られていない事業所に対しては、実地指導等で継続的かつ計画的な指導を行っていく。

●消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について（全施設共通）

平成25年3月27日付けで「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱」を下記のとおり改正し、消費税等の仕入控除税額に関する報告規定を定めるところである。

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱

第5条 補助金の交付を決定するに当たっては、運営要領の第4（2）から（6）で規定する条件を付するものとする。

3 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第15号により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合には、仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

●広島県による検査・確認

【指摘事項】（報告書 P42）

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

いずれの施設においても、広島県の現地検査は行われていない。県の実地検査は必要とされていないが、補助金を交付するにあたり現地検査が行われていないのは不適切である。

【指摘事項】（報告書 P50）

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

支出後の広島県による検査・確認は行われているが、次の事項について指摘する。

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱第2条ウでは、土地の買収整地等の資産を形成する事業は、補助金の交付対象となる事業（「特別対策事業」）の対象としないとされている。

建物取得の前提として、宅地造成工事が一体として行われるとき、工事監理費は、土地・建物共通の費用となるものであるが、子供の家三美園においては、100%建物部分に含んで計算しており、宅地造成工事部分の約30%は、補助金対象の範囲ではないと考える。

●広島県による指導（報告書 P51）

【指摘事項】

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

監査の結果、3施設の補助金の内容は、その範囲が3者3様であり、施設間に不公平が生じている。その主なものを挙げれば、次のとおりである。

- ・工事監理費の対象外
- ・設計見積費
- ・厨房機器

広島県は、対象施設の範囲に関する判断基準を明示せず、指導不足と言わざるを得ない。

●社会福祉法人に対する今後の対応について（報告書 P59, P60）

【指摘事項】

最近、広島県内で連続して発生している社会福祉法人の不正事件は県民の信頼を著しく損ねており、引き続き社会福祉法人への指導監督が必要である。

地域主権改革に係る第二次一括法により、社会福祉法の改正があり、平成25年4月より広島県が所轄する社会福祉法人の一部が市町に移譲される予定である。今後は各市町において指導監督を実施することになり、その対応が必要で

●広島県による検査・確認

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

設備については、書面での検査を行っていたものであるが、平成24年度以降、大規模な設備については、現地で検査を実施することとした。

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

事業者には報告の補正を求めたところ、事業者から、報告の補正が行われた。

報告の補正内容を確認した結果、補助金への影響は生じていなかった。

●広島県による指導

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金交付要綱」については、補助対象経費について規定した要綱改正を行った。また、平成25年5月29日に健康福祉局内の補助金担当者に対して、補助金の対象経費の考え方について説明を行った。

●社会福祉法人に対する今後の対応について

県の所管する社会福祉法人については、法人運営が適正に行われるよう、公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職として設置し、同行監査を行い、引き続き指導監督の適正化を図る。

法人の指導監督権限が移譲された一般市及び県特例条例で移譲された町並びに広島市、福山市と指導監督水準の維持・均一化を図るため、連絡会議を設置し、情報交換・研修等を行う。

また、一般市の要請に応じて、法人監査に同行する公認会計士及び社会保険労務士の斡旋

ある。

を行う。

平成24年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

〔健康福祉局〕

監査の結果	措置の状況
<p>●補助金支出の公平性(報告書 65, P67, P69)</p> <p>【意見】</p> <p><広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金></p> <p>① 補助金支出の不公平の例</p> <p>補助金対象施設等の範囲については、広島県による判断基準が明確に示されておらず、事業者間に不公平を生じているので各施設ごとに述べ、公平な補助金支出をされるよう要望する。</p> <p>A こぶしヶ丘学園</p> <p>当施設は、厨房機器を本体工事に含めた上で、補助金の対象として申請を行っている。本体工事に含まれる根拠として、これらの厨房機器が、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されているという点を挙げている。</p> <p>しかし、厨房機器は、L字型の金具で機器と壁とを、機器と床とをネジで留めているというものであり、この程度の留め方では、機器と建物とが「一体のもの」であるとは言えない。厨房機器の多くは、移動可能であり、建物附属設備と一体のものではなく、器具備品と言われるものである。</p> <p>当事業の目的は「地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ること」(平成21年7月31日付け「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」(厚生労働省社会・援護局長))とされている。この目的から判断しても、上記のような状況にある厨房機器は補助金の対象外であり、補助金を支給するとした県の決定は不適正であると考える。</p> <p>B 子供の家三美園</p> <p>建物新築工事について監理を行った業者の担当者の説明によれば、建物建築工事と造成工事の監理業務の比率は大概7対3であったということであるので、補助金の対象とされる施工監理業務費用の中に、3割に相当する業務費用は対象外とされるべきであるのに、含まれていることになる。</p> <p>当該施設に関しては、上記補助金対象業務の範囲の誤りによる補助金の影響は生じていなかったが、補助金の執行者である県としては、工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に説明を受け検査されるべきである。</p>	<p>●補助金支出の公平性</p> <p><広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金></p> <p>① 補助金支出の不公平の例</p> <p>A こぶしヶ丘学園</p> <p>補助対象範囲に関する明文化された統一的な判断基準に基づき、補助金の手続を行うこととしている。</p> <p>なお、厨房機器に対する補助金の交付については、包括外部監査結果報告書48ページに「国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得た」と記載されているとおりである。</p> <p>B 子供の家三美園</p> <p>事業者から報告の補正を求めたところ、事業者から、報告の補正が行われた。</p> <p>報告の補正内容を確認した結果、補助金への影響は生じていなかった。</p>

② 広島県による判断基準の不明確さが不公平を生じさせる

補助対象施設等に含まれるか否かの判断基準については、県の担当者に対して何度か確認を行ったが、確認を行う都度、その見解は異なったものになってきており、県の担当者自身は当初から明確な判断基準を有していなかったような印象を受けた。

当施設で行われたような不明瞭な補助金請求はあってはならない。どのような施設整備が施設整備として補助金対象に該当するのか、例示も含めて、基準の内容をできる限り明確にして補助金を利用しようとする社会福祉法人に提示がなされるべきであろう。

他方、県の担当職員間においても、基準の内容についての情報の共有化をしなければならない。そうでないと担当者によって、助言等の内容に差異が生ずることになるからである。それでは、行政事務処理において要請される明確であり、かつ統一的であること及び公平・平等であることが害されることになるからである。

●補助金支出の効果測定（報告書 P61, P62）

【意見】

<広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）>

各事業所の計画については、計画通り実現させることができれば、利用者（障害者）の工賃増加につながると見込まれる。ただし、長期的な視点での効果測定が必要である。

① 工賃の増加

監査の結果で述べているとおり、平成 21 年度に補助金の交付を受けた（社福）爽裕会では、工賃の増加は実現していない。

平成 23 年度に補助金の交付を受けた（社福）優輝福祉会は、監査日現在（平成 24 年 7 月 24 日及び 25 日）、生産活動が軌道に乗っておらず、工賃の増加が図られているか否かについては不明である。

（社福）清風会も、平成 23 年度に補助金の交付を受けており、生産性の増加が認められるが、工賃増加の実績については不明である。

工賃の増加が実現していない場合には、補助金支出の効果があつたとは認められないので、広島県は、工賃の増加が実現しているか否かについて効果測定を行うべきである。

② 経営手法導入支援事業

広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントの訪問回数は、毎月 1 回～2 回となっているが、実際の訪問回数は通算で 3 回～4 回であり少ないと思われる。訪問は、設備設置が完了する前に終了している場合が多い。

② 広島県による判断基準の不明確さが不公平を生じさせる

「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金交付要綱」については、補助対象経費について規定した要綱改正を行った。

また、平成 25 年 5 月 29 日に健康福祉局内の補助金担当者に対して、補助金の対象経費の考え方について説明を行った。

●補助金支出の効果測定

<広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）>

① 工賃の増加

（社福）爽裕会の平成 24 年度の月額平均工賃は 18,358 円で、平成 23 年度（16,261 円）と比較して約 2,100 円の増加となっている。

（社福）優輝福祉会みとう温泉の水充填ライン設備がない平成 23 年度の平均工賃月額額は、施設清掃受託、各種自主製品販売等による 19,206 円であるが、平成 24 年度の水充填ライン設備を含めた平均工賃月額額は 16,828 円で、平成 23 年度と比較して、2,300 円余り減少した。原因は、事業の利用者の更新による生産効率の低下と、水販売の注文がキャンセルとなったことによるものである。

（社福）清風会の平成 24 年度の月額平均工賃は 182,167 円で、平成 23 年度（180,056 円）と比較して約 2,100 円の増加となっている。

大規模生産設備を導入した事業所については、定期的に平均工賃額の報告を求め、状況に応じた指導を行う。

② 経営手法導入支援事業

経営コンサルタントの訪問回数は、事業開始が遅れ、訪問が 1 月からとなった年度などは、1 事業所当たり 3～4 回となった場合もあるが、毎月 1～2 回程度の訪問回数を実施

また、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度、書面により広島県に報告を行うとされているが、最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は提出されていない。このことは要領の規定に従って経営手法導入支援事業が執行されていないことを示している。

最終的な書面のみでは、訪問時にどのような指導が行われたかが把握できないので、経営コンサルタントに対して書面による提出を求めるべきである。さらに、現状では、補助金交付を受けるための形式的な経営指導であると指摘されても仕方がない。補助金の趣旨・目的は、障害者の工賃増加であるから、設備導入後、一定の期間(たとえば5年間定期的に)は経営分析及び経営指導を行うべきである。

③ 補助金の効果測定と補助金の返還

(社福)爽裕会については、工賃増加につながっていないことから、真に必要とする者のために交付されているとはいえない。

(社福)清風会及び(社福)優輝福祉会については、平成23年度の設備導入であることから、現時点では真に必要とする者のために交付されていると認められるか否かは不明である。

今後の広島県による効果測定が必要であり、効果測定により工賃増加が実現していない、生産性が向上していないなどの事実が判明した場合には、補助金を返還させるなどの措置が必要であると思われる。

している。

また、経営分析を行うため、「経営戦略シート」及び「収支計画シート」に基づき、改善方策の提言を行い、工賃向上に向けた対策と目標を協議しながら設定している。この過程において、事業所経営の見直し、意識改革や経営改善の方向性を見出していき、事業所の経営改善及び工賃向上を図ることを目指した経営指導に努めている。

県は、経営コンサルタントから随時、電話等で訪問状況や指導状況を聞き取っていたため、概ね状況は把握できており、また、現地指導にも同行し指導状況を確認していたが、毎回書面での報告は求めてはいなかったため、今後は改善を図る。

今後、特に大規模生産設備を導入した事業所に対しては、工賃の実績や課題等について適時把握するとともに、特に工賃の向上が図られていない事業所に対しては、実地指導等で継続的かつ計画的な指導を行っていく。

③ 補助金の効果測定と補助金の返還

(社福)爽裕会 松賀苑の平成24年度の平均工賃月額、18,358円と平成23年度と比較して2千円余り上昇している。

県は、補助金による設備導入効果を最大限に引き出すため、法人に対して、平成25年度から平成27年度の工賃向上計画書及び改善に向けた取組が計画どおりに行われるよう、法人にPDCAサイクルに基づく取組と報告を求めた。

(社福)清風会みつや工場の平成24年度の月額平均工賃は182,167円で、平成23年度(180,056円)と比較して約2,100円の増加となっている。

(社福)優輝福祉会みとう温泉の水充填ライン設備がない平成23年度の平均工賃月額は、施設清掃受託、各種自主製品販売等による19,206円であるが、平成24年度の水充填ライン設備を含めた平均工賃月額は16,828円で、平成23年度と比較して2,300円余り減少した。原因は、事業の利用者の更新による生産効率の低下と、水販売の注文がキャンセルとなったことによるものである。

大規模生産設備を導入した事業所については、定期的に平均工賃額の報告を求め、状況に応じた指導を行う。

●消費税（報告書 P70）

【意見】

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

国の規定により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の確定額について、県知事に対する報告が義務付けられている趣旨は、補助金の交付を受けて整備した施設等に係る課税仕入に係る消費税等について、国から還付を受け、または他の課税売上に係る消費税等から控除することによる、補助金の二重取りの効果を防止することにあると解されるが、県交付要綱には同じ内容の規定が設けられていなかった。

県交付要綱から国の規定と同じ内容の規定が欠落した原因は明らかではないが、限られた予算の中で実施する補助事業等について、より適正にその執行が図られるよう、国の定める交付要綱等の規定の内容を精査した上で、県の交付要綱等への反映が確実に行われるよう改善を図る必要がある。

●広島県による実地検査（報告書 P62）

【意見】

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

実地監査を行った3事業所とも県による実地検査は行われていない。県の要綱・要領では必要とされていないが、実地検査が行われていないのは不適切であり、実地検査を実施すべきである。

（社福）優輝福社会の設備については、納入メーカーにより機械に取り付けられたプレートに刻印されている製造年月が平成24年4月であったこと及び納入メーカーの担当者により作成された作業報告書に記載してある据付・試運転完了の日付が平成24年5月2日であったことから、補助金交付の条件のひとつである年度末である平成24年3月31日までの設置完了がなされていないことが判明している。

しかし、検査調書には、検査年月日は平成24年3月30日と記載されており、年度内の日付であり、また、機械設置完了前の日付となっている。このことから補助金交付の条件である平成24年3月31日までの設置完了とは認められず、虚偽の記載である。

●消費税

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

平成25年3月27日付けで「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱」の改正を行い、消費税等の仕入控除税額に関する報告規定を定めたところである。

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱

第5条

3 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第15号により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合には、仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

●広島県による実地検査

＜広島県障害者自立支援特別対策事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）＞

設備については、書面での検査を行っていたものであるが、平成24年度以降、大規模な設備については、現地で検査を実施することとした。

（社福）優輝福社会の設備については、包括外部監査の結果報告の概要が判明した後、法人から経緯の報告を求め、年度内に完成していないことを確認したため、補助金の交付取消決定及び返還命令を行った。

補助金は返還され、加算金についても納付するように求めている。

内示について、本件の場合には、補助目的に照らし、障害者の工賃の向上に資する事業であるかを見極めるための審査を慎重に行ったことから、協議書の提出から内示まで約半年かかったものである。

内示の時期については、今後、同様の補助を行う場合は、協議内容に応じた集中的な審査等により、内示を早めるよう工夫することとしている。

このような事態が生じた原因は、広島県による実地検査が行われないことから事業所の設備設置完了に関する意識が低いことにあると思われる。補助金の内示は平成23年11月29日に行われており、年度末までの設置完了はスケジュール的に無理があったのではないだろうか。協議書提出から補助金の内示まで約半年、内示がなければ設備の導入に着手できないので設置完了までの期間は約3ヶ月である。この間に事業所は経営コンサルタントによる経営指導も受けなくてはならない。設備設置の完了は次年度でもよいとするなど期間の見直しが図られるべきである。

【意見】（報告書 P70）

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

補助金対象施設の工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に検査を行うべきである。

また、こぶしヶ丘学園における厨房機器の価格について疑義があるので次に述べる。

当初、メーカーから設計会社に対する見積りは10,500,000円であったが、施工業者からこぶしヶ丘学園に対する納入価格は5,000,000円であり、メーカー見積りから半減している。メーカー変更を行ったとはいえ、建物本体価格が水増しされ、結果として補助金が過大に支給決定されたのではないかと疑念が残る。今後の補助金決定に際しては、実際の工事費内訳を精査していただきたい。

●広島県による指導の必要性（報告書 P70）

【意見】

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準（個別の具体例を含む）を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

●社会福祉法人（報告書 P71, P72）

【意見】

① 社会福祉法人の課題や問題点と解決について

A 経営環境の変化の認識がない社会福祉法人への対応

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

補助金の対象範囲に関する明文化された統一的判断基準に基づき、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に検査を行うこととしている。

補助額の算定は、補助対象の工事部分に相当する設計金額に対する落札率の割合により、決定されるものであることから、請負者の工事費内訳は、そもそも補助額に影響しない仕組みとなっている。

このため、実際の工事費内訳の金額が補助金額に影響することはない。

●広島県による指導の必要性

＜広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金＞

「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金交付要綱」については、補助対象経費について規定した要綱改正を行った。

また、平成25年5月29日に健康福祉局内の補助金担当者に対して、補助金の対象経費の考え方について説明を行った。

●社会福祉法人

① 社会福祉法人の課題や問題点と解決について

A 経営環境の変化の認識がない社会福祉法人への対応

県内の社会福祉法人については、役員研修

<p>各種の社会福祉法人に関する報告書は新しい福祉経営の時代を指摘し、必要な取り組みを提案しているにもかかわらず、従来の延長での思考や旧態依然とした経営が多いことがわかる。今後については、各種の報告書にある課題や問題点に真剣に取り組み、社会福祉法人の創設時の理念に立ち返り存在意義を再認識して、必要な行動をとる必要がある。</p> <p>行政も同様に県内の社会福祉法人に対して必要な啓蒙活動を継続して実施していく必要がある。</p> <p>B 効果的な指導監査の実施</p> <p>効果的な指導監査業務のプロセスの実施が必要である。</p> <p>例えば、外部の専門家の支援を受ける、問題のある社会福祉法人については特別チームを編成して対応する、指導監査の結果については原則外部公表とする、第三者を交えた社会福祉法人の経営に関する専門部会を創設し、個別の問題に対処する、指導監査に改善がみられない社会福祉等に対しては専門部会の判断で行政処分等を実施する等である。</p> <p>指導監査担当部署で人的制約や予算上の制約等があっても指導監査の質や効率を上げる必要があるため、不足している監査資源(人員・時間・予算等)は外部の専門家集団や関係機関との提携等により調達し、指導監査体制の確立を図る必要がある。</p> <p>また、社会福祉法人に対する指導監査は社会福祉法の改正により、今後、一部法人が県から市町に移譲される予定である(平成25年4月から)。現在の指導監査の質が正確に移譲されるためには市町の担当者の研修・教育と各種の支援等が必要である。</p> <p>C 社会福祉法人に対する外部評価の実践</p> <p>利用者としての目線から専門家等の外部者による評価が社会福祉法人に必要なになっている。</p> <p>評価基準は多様な視点で透明性を確保した方法で実施される必要がある。</p> <p>D 社会福祉法人の人材育成</p> <p>人材の問題は職員管理や労務管理の問題として社会福祉法人の重要な課題として認識されている。介護職員の低い処遇や高い退職率等が話題であるが法人の中長期の視点からの人材育成・投資が必要である。</p> <p>E 指導監査に関する基準の整備と決算</p> <p>会計監査では会計基準、監査基準以外に個別の会計処理基準が多数存在し、個別の会計処理をコントロールしている。これにより、投資家は決算書を通じて企業の比較や投資の意思決定が可能である。</p> <p>一方、社会福祉法人には会計基準はあるが監査については指導監査実施指針等で、個別</p>	<p>等を通じて、引き続き、法人運営の適正化に取り組むよう啓発する。</p> <p>B 効果的な指導監査の実施</p> <p>県所管の社会福祉法人の指導監査については、公認会計士、社会保険労務士を非常勤特別職として配置し、指導監査に同行させるなど、法人指導監査の専門性を高める。</p> <p>法人の指導監督権限が法定移譲された一般市及び県特例条例で移譲された町並びに、広島市、福山市と連絡会議を設置し、指導監督水準の維持及び均一化を図るため、情報交換・研修などを行う。</p> <p>C 社会福祉法人に対する外部評価の実践</p> <p>社会福祉法人が、第三者福祉評価を受けるよう引き続き啓発する。</p> <p>D 社会福祉法人の人材育成</p> <p>社会福祉法人の人材育成については、経営者・監督者に対するマネジメント研修を始めとして、労務管理や新人研修等を実施し、人材育成、定着等に引き続き努める。</p> <p>E 指導監査に関する基準の整備と決算</p> <p>社会福祉法人の指導監督は、国の法定受託事務であり、指導監査基準については、国の通知等に拠らざるを得ない。</p>
--	--

の会計処理については通達等に大きく依存しており、明確な基準等はなく運用面の解釈等で統一されていないため、必要な基準整備が望ましい。

決算書は一定期間の法人の意思決定の結果であり、事業活動、事業損益等が示されている。

多くの経営者は損益状況や財務安定性を重視していると思われるが、一部には過大に累積した剰余金の活用や公益機関としての活動実績等が厳しく問われている。各種の優遇措置のもと民間企業と同様の論理での経営や事業の遂行は認められず、存在意義を十分認識した経営が求められている。

【意見】（報告書 P73）

② 社会福祉法人優輝福祉会

A 社会福祉法人の間接部門の要員の確保について

社会福祉法人を取り巻く環境の変化への対応の一つとして、管理部門の強化が求められている。行政や介護保険等への対応には、管理部門における専門家の養成が急務である。例えば、経理部門においても、内部統制上最低限必要な業務と人員があり、法人内での養成が必要である。

一般的に、特定の人に対する特定業務の全面依存は、大きいリスク(例 不正の温床)にもなることから、組織防衛や事業継続の観点から、余裕のある人員の確保と継続的な社内教育の実施が必要である。また、社会福祉法人内のキャリアパスとして、間接業務の経験を制度として定着してもらいたい。

B 社会福祉法人の経理部門の体制強化について

社会福祉法人が広島県に提出した資料についても、監査や調査の有無にかかわらず、報告書記載金額の根拠となる資料の整備が必要となるが、一部の資料について整備されておらず、検証できなかった。

一般的に、社会福祉法人は公益事業中心のため、監査や税務調査等が実施されることが少なく、第三者に対する対応の準備体制が十分ではないと思われる。したがって、法人内での経理業務の重要性は高くないと思われるが、経営管理者に対する情報提供機能、外部関係者に対する経営内容公開等も要請をされており、また、新会計基準の導入予定もあることから、経理関係部門の今後の充実強化をお願いしたい。

② 社会福祉法人優輝福祉会

A 社会福祉法人の間接部門の要員の確保について

社会福祉法人においては、従来のように1法人1事業というのではなく、大規模で多様な事業を展開している法人も多く、今後は、介護報酬及び自立支援給付費の範囲において、法人自らの判断で、間接部門、経理部門の充実強化を図ることが重要である。

B 社会福祉法人の経理部門の体制強化について

社会福祉法人に対して、引き続き財務諸表等の公表の指導及び新会計基準移行に係る研修等を実施する。

24 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

[農林水産局]

監査の結果	措置の状況
<p>1 監査結果</p> <p>(1) 補助金・交付金の申請</p> <p>① 請求内容が均一でないこと及び広島県の周知不足 <森林整備地域活動支援事業> [P 56 参照] 支援事業交付金において、事業者から実行経費について申請に基づいて交付金決定されているが、事業者からの請求内容が均一ではない。11項目の費用のうち、7項目の経費を請求した森林組合がある一方、人件費のみしか請求しなかった森林組合が7組合中2組合あった。広島県による制度内容の周知が十分であれば、申請者(森林組合)間の不公平は生じなかったと考えられる。</p> <p>② 設計変更に伴う変更申請 <佐伯森林組合森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)> [P 56 参照] 当補助金の交付申請については、一定様式の補助金交付申請書に事業計画書の写し、位置図及び平面図を添付して行うこととなっている。 そして、路線箇所の廃止及び変更がある場合、市町申請額の変更がある場合、その他やむを得ない理由で変更が必要な場合は、事前に農林水産事務所又は農林水産事務所の担当課と協議した上で、それぞれ補助金変更承認申請書を提出して変更受付の申請をすることと規定している。 平成 23 年度施工のうち、夏夜鳥支線は、実事業費が補助金額の20%以上下回ったにもかかわらず、減額の変更申請がされないまま、余った補助金を次年度実施予定の施工費に充てているのは不適正である。</p>	<p>指摘の内容について、請求する項目は申請者の任意とされており、その請求に基づき交付決定を行っている。 意見等を踏まえ会議等を通じて申請者に対し補助制度の周知徹底に努めている。</p> <p>指摘の路線については、次年度以降の計画を予算の範囲内で前倒しして実施したものである。 変更交付申請については、路線の廃止・新設・市町申請額の変動を対象としており、路線毎の延長変更のみについては変更手続きの対象外とされている。 この度の意見等を踏まえ会議等を通じて事業主体と県・市町との間で変更内容の周知徹底に努めている。</p>
<p>(2) 交付金決定の内容</p> <p>① 二重の補助金 <神石郡森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)> [P 56 参照] 神石郡森林組合では、実行経費として機械器具費を計上し、GPS 利用料 1 日 3,000 円、パソコン賃借料 1 日 1,000 円として補助金を受け取っている。 GPS は 3 台保有しているが、内 2 台については一部補助金を受けて取得したものがあつた。この減価償却費相当額を計算の基礎に算入するのは過大な補助金の交付である。</p>	<p>施業の集約化に係る指摘について、事業費総額の内訳を再確認したところ、補助対象経費は補助上限額を上回り、県補助金の確定額に影響はなく、結果として、補助金は過大交付されていなかった。 しかしながら、減価償却費の取扱いについては指摘のとおり誤りがあつたため、森林組合に対し事業費内訳を再整理した文書の提出を求めた。 また、この度の指摘を受け、適切な事務処理を行うため、施業に使用する機械の事前チェックをヒアリング等により実施するとともに、市町及び事</p>

補助金で取得した機械を利用し、再度補助金を受け取ることは、二重の補助金受け取りであり、不適正である。

② 特定の者への利益供与

[P 57 参照]

補助金を支出することにより、少しばかりの不公平が生じることはいたし方ないが、必要以上の不公平は許されるべきではなく、自己の管理業務内のことは、補助金によるのではなく、自己の責任において行うべきである。

A 同一事業に2年連続の交付金

<佐伯森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)>

[P 57 参照]

平成21年度に、4者に対し9,850,000円を交付し(対象面積1,970ha)、更に22年度に同じ4者に対し、9,850,000円を交付している(対象面積1,970ha)。

作業内容には、草刈払も含まれており、21年度及び22年度ともに対象地域、面積、交付額が同一であり、廿日市市の民有林が34,791haであることを考えると、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

B 自己所有の山林への補助事業

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

[P 58 参照]

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し補助を行ったものが、平成23年度と平成22年で各1件確認された。

<佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)>

[P 58 参照]

佐伯森林組合における支援事業において、不公平と考える事例がある。

発注者	佐伯森林組合
請負者	細田林業株式会社 代表取締役 細田 元樹
作業場所	廿日市市虫所山字中山 511-34 (※監査人注:森林所有者 細田元樹)
請負金額	1,105,650円 (内 消費税額 52,650円)
契約方式	随意契約

当事例は、青笹団地の施業集約化の後、作業路網の改良を行ったものである。

この時点で、青笹団地の施業集約化に同意した者は、細田元樹氏と細田林業(株)のみで、他者はなく、これを以って集約化ができたとは言いがたい。このような状況で、代表取締役個人所有の山林の工事を、その同族会社が、補助金を受け取って行うのは、著しく不公平である。なお、同代表取締役は、佐伯森林組合の監事

業主体を対象とする会議や研修会を開催し、具体的な事例を示しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っている。

森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)について、同一箇所での複数年にわたる事業実施は、国の補助制度上認められている。

ひろしまの森づくり事業は、森林の有する公益的機能を維持・発揮することを目的としており、森林機能の維持・発揮による恩恵は県民すべてが享受するものであることから、自己所有山林への補助を認めている。

森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)に係る指摘の内容については、国の補助制度上認められている。

<p>である。</p> <p>③ 作業日報・作業報告書のない補助金申請と決定</p> <p>＜森林整備地域活動支援事業＞ ＜森林整備加速化・林業再生基金事業＞ ＜ひろしまの森づくり事業＞</p> <p>A 現場作業員作成の作業日報・作業報告書 ＜神石郡森林組合, 佐伯森林組合＞ [P 59 参照]</p> <p>神石郡森林組合では、現場作業員作成の作業日報・作業報告書は存在したが、管理職分は作成されていなかった。</p> <p>佐伯森林組合では、事業従事の基礎資料である作業日報・作業報告書の提示を求めたところ、作成していないとの回答を得た。管理職を含め作業日報・作業報告書がないことにより交付金決定の基である作業の事実が確認できないので、同組合に対する交付金決定は不適正である。</p> <p>B 管理職・事務職員の事務従事実績 ＜神石郡森林組合, 佐伯森林組合＞ [P 59 参照]</p> <p>神石郡森林組合・佐伯森林組合の両組合ともに事務職員の事務日誌を作成していない。</p> <p>事務日誌がないことにより交付金決定の基である事務従事の事実が確認できないので、両組合に対する交付金決定は不適正である。</p> <p>また、両組合ともに、管理職は1日の内100%交付金業務に従事したとしているが、管理職は、管理業務があり、他業務への従事も時として必要であるので、100%交付金対象とするのは不適切である。</p> <p>C 佐伯森林組合に対する実地監査の請求 [P 60 参照]</p> <p>包括外部監査人は、広島県に対し、佐伯森林組合に対し監査を実施し、事実確認するよう求めている。</p> <p>他の森林組合についても、同様な事実がないか確認されたい。</p>	<p>作業日報など補助金申請に係る根拠資料を整理するよう、各市町・森林組合等を対象とした会議で周知徹底するとともに文書で指導した。</p> <p>特に国庫補助事業については、新たな業務日誌の様式を示すとともに、事務職員も含め、1日の従事内容が分かる記録を作成するよう周知徹底を図っている。</p> <p>神石郡森林組合については、現場作業に係る作業日誌が作成されていることを確認するとともに、管理職等の作業状況については、一覧表等により確認した。</p> <p>作業日報等の作成について、佐伯森林組合において調査したところ、現場作業に係る作業日報が作成されていることを確認した。</p> <p>事務職員の業務状況は、一覧表等により確認することができた。</p> <p>また、管理職の業務状況について確認したところ、交付対象として適切であると認められる。</p> <p>平成25年1月9日に佐伯森林組合において、監査内容の事実確認を行った。また、他の森林組合等が行う事業についても、実行経費等の調査を行ったところ、作業日報等、根拠資料が確認できた。</p> <p>引き続き、適宜実行経費等の調査を行いながら、適切な事業執行に努める。</p>
<p>(3) 契約事務 [P 61 参照]</p> <p>＜森林整備地域活動支援事業＞、＜森林整備加速化・林業再生基金事業＞、＜ひろしま森づくり事業＞において、森林組合が事業主体となり、そして、請負で施工する場合に、一律随意契約の方式によって請負契約が締結されていた。</p> <p>しかし、競争入札の方式を導入するよう指導されるべきである。</p> <p>都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入札</p>	<p>県地方機関を通じて、市町・森林組合等へ「造林関係事業における競争入札の推進について」(平成24年4月2日付け)を通知することにより、競争入札が推進されるよう、周知徹底に努めている。</p> <p>また、森林組合等が行う契約は地方自治法の適用を受けないが、ひろしまの森づくり事業は県民や企業などから徴収したひろしまの森づくり県民税を財源としていることに鑑み、今後とも事業コストの縮減や事業の透明性の確保に努めていく。</p>

によることとされている。

広島県森林整備地域活動支援事業基金は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、効率的・計画的な間伐を行う仕組みの構築、施業に必要な路網の改良を支援することを目的としている。

広島県森林整備加速化・林業再生基金の制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成、低炭素社会の実現が求められる中、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

ひろしま森づくり事業は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させることに制度の目的・趣旨がある。

これらの制度の目的・趣旨からして、森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生基金事業、ひろしま森づくり事業は、正に強い「公益性」を有している。

これらの基金は税金が投入されていること、競争入札の方式によれば契約締結の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保できることなどを総合勘案して、森林組合が地方公共団体ではないとしても、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の方式によることが適切であるから競争入札の方式を導入するよう指導されるべきである。

(4) 消費税

補助金については、計算の基礎に消費税等を含めなくて申請し、消費税等が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっているので、以下に述べる。

① <佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業> [P 66 参照]

補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ、佐伯森林組合では税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

また、事業の実施を外部に委託しているものについては、実行経費の集計段階で、外部からの税込みの請求額の総額に対し、森林組合で更に消費税等を計上しているため、消費税等も二重計上となっていた。

上記の2点の誤った処理によって、平成23年度において補助金584,632円が過大交付となっている可能性が高いため、県に対して実態確認を依頼した。

② <神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整

ひろしまの森づくり事業に係る指摘について、実行経費を確認したところ、消費税の取扱に誤りがあったが、補助対象経費は補助上限額を上回り、県補助金の確定額に影響はなく、結果として、補助金は過大交付されていなかった。

補助事業における消費税の取扱については、従来から市町等に対し指導をしてきたところであるが、今回の指摘を受け、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、具体例を示しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っている。

引き続き、市町や事業主体に対する指導を徹底していく。

補助事業における消費税の取扱については、

<p>備加速化・林業再生基金事業(間伐) > [P 67 参照]</p> <p>実績報告書に添付されている箇所別報告書について、神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合が外注(請負)施行した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の 10%に相当する金額が記載され、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されていた。</p> <p>補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合、補助の対象となる費用には消費税を除外した金額でなければならないため、森林組合による処理の方法は不適である。</p> <p>上記処理により、平成 21 年度、神石郡神石高原町(木津和団地)において西城町森林組合への外注を行った事業においては、補助額 9,620,000 円のうち、307,840 円が過大交付となっていた。</p>	<p>従来から市町等に対し指導をしてきたところであるが、今回の指摘を受け、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、具体例を示しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っている。</p> <p>今後も引き続き、市町や事業主体を指導しながら、消費税の適切な取扱いについて周知徹底していく。</p> <p>平成21年度、神石郡神石高原町(木津和団地)に係る事業における補助額 9,620, 000 円のうち、307, 840 円を返還させる。</p>
<p>(5) 報告事務</p> <p>補助金事業においては、各種報告が求められているが、以下の報告について不備がある。</p> <p>① 実績報告書 <神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐) > [P 65 参照]</p> <p>広島県森林加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての「森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接比率の適用について」では、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は10%、市町は12%を乗じた額を上限とし、一施行地毎に実費(現場管理費、通信消費費等)の積み上げにより計上するものとする規定されている。</p> <p>しかし、実績報告書(検査調書)に添付されている箇所別整理票について、森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合が外注(請負)施行した場合、補助の対象となる間接経費について、一施工地ごとに実費の積み上げ計上することなく一律請負金額の 10%に相当する金額が記載されている。</p> <p><神石郡森林組合、佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業 > [P 65 参照]</p> <p>森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、全て同額で記載されていた。</p> <p>このことについて、佐伯森林組合で確認したところ、交付金の申請段階で添付した書類をそのまま使用してしまったとのことであった。</p> <p>監査の結果、実際は37件中5件は、実行経費</p>	<p>森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)に係る指摘の内容については、資料の整理状況が悪く、監査受検時に提出できなかったため、再度実費の積み上げを整理し、間接比率が 10%以上で適切な処理であることを確認した。</p> <p>現在は、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、具体例を示しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っている。</p> <p>ひろしまの森づくり事業に係る実行経費の算定方法について新たに基準を定めるとともに、実績報告書の適切な作成について、市町・事業主体に対し指導を行った。</p>

<p>が標準経費を下回っていた。</p> <p>② 達成状況報告 <神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)> [P 66 参照] 事業主体である森林組合は、各年度の事業計画の達成状況について報告することとなっているが、神石郡森林組合、佐伯森林組合ともに、監査を行った全ての年度において達成状況報告書が提出されていなかった。</p>	<p>達成状況報告に係る指摘については、資料の整理状況が悪く、監査受検時に提出できなかったため、再度整理を行い、林業課から平成 25 年 1 月 10 日付けで、達成状況報告の整理票を包括外部監査人へ提出した。 現在は、会議等において再度書類等の整理の周知を図っている。</p>
<p>(6) 検査・確認事務の適正な実施</p> <p>① 提出書類 [P 88 参照] 森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生基金事業において、人件費の実績を根拠として交付される補助金・交付金について、組合において事業従事の実態を示す作業日報・作業報告書、事務職員の作業日誌が作成されておらず、事業従事の実態が確認できる資料が存在せず、または、存在しても不十分であるので、事業従事の実態を示す作業日誌・作業報告書・事務日誌を適切に作成するよう指導されるべきである。 そして、検査にあたっては、事業実績報告書を単に受け取るのみではなく、当該書類を事業実績報告に添付して提出することを求めるべきである。</p> <p>② 現地検査による確認 [P 88 参照] 環境貢献林整備事業の実施状況の確認の為に、施工の前後の状態を示す写真が添付されることになっている(環境貢献林整備事業実施要領第 9)。前後のいずれの写真も添付されていないもの、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの、前後の写真に変化がなく施工実施の実態が確認できないものが認められ、県の担当者がその不備を発見し、必要な写真を追加で提出することを求めても、事業体による写真の追加提出がなされず、施工前後のいずれの写真が添付されていなくても、市による現地確認もなされていない状態で、補助金が交付されている場合があった。 広島県造林事業竣工検査要領の第 3 検査の区分及び現地検査の省略の 2 で現地検査を省略することができる場合について規定している。 すなわち、事業主体、又は事業主体の委任を受けて造林補助金事務を取り扱う森林組合等が、現地を確認し、施行地の状況を示す写真等が整備されている場合には、当該施行地のうち無作為に抽出するその 10%以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。 しかし、施行地の状況を示す写真等が整備さ</p>	<p>提出書類に係る指摘については、新たな業務日誌の様式を示すとともに、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、事務職員も含め、1 日の従事内容が分かる記録を作成するよう周知徹底を図っている。</p> <p>現地検査による確認に係る指摘については、検査事務を適正に執行するため、書類検査及び現地検査の手法を定めた検査基準を新たに制定し、平成 25 年度事業から運用している。</p>

<p>れていないので、現地調査を省略することができる条件の全てに該当する場合といえないのであるから、県はこのような場合には、現地検査を省略することはできないのであって、適正に現地調査を実施すべきである。</p> <p>県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。</p>	
<p>(7) 広島県による指導</p> <p style="text-align: center;">[P 89 P 90 参照]</p> <p>検査は、まず、市町が森林組合の事業実績の検査を実施し、市町から提出される実績報告書に基づいて県が検査を実施することになっている。</p> <p>しかし、(6)で述べたように、市町が実施した事実(人件費の根拠資料の確認)の確認、検査の実施が十分でなかった。</p> <p>これは報告書等を提出しさえすれば補助金等を受け取ることができるという実態があること及び広島県の検査及び指導が十分ではなかったことの証左である。職務怠慢であると言われても仕方のないことである。</p> <p>広島県は、事業を実施するにあたって、基金条例、事業実施要領及び事業実施要領の運営についてを定めている。</p> <p>これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのである。県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し事前の準備・指導を十分に行うとともに、検査に際しても根拠資料の添付を求めるなど諸規定に定められた内容に従って遺漏がないよう適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。</p>	<p>今回の指摘や指導を受け、市町や事業主体に対し会議・研修会等で指導を行うとともに、必要な諸規程を制定し、適正な事業の執行を図ってきたところである。</p> <p>今後も、事業の透明性や客観性を確保しながら適切な事業執行に努める。</p>

(8) 森林組合

当監査の対象とした基金事業の多くは、森林組合が行っているため、森林組合についての報告を行う。

① 森林組合数

[P 69 参照]

平成18年3月策定の行動計画によれば、現状17組合を7組合にしているが、現状(平成23年度末)17組合であり、計画どおりに進んでいない。

② 森林組合の財務状況

[P 69 ~ P 73 参照]

財務状況の分析結果を平成23年度末の状況で整理すると下記ようになる。

森林組合の合併は県が強制するものではなく、各組合が必要と認識した場合に達成されるものであるため、引き続き合併等の相談に応じていく。

財務状況は常に注視しており、経営が厳しい組合には、検査やヒアリング時において、役員に対し問題を提示し、改善に向けて取り組むよう指導している。

組 合 名	赤字決算	森林整備事業 依存状況	未処分 剰余金	純資産比率	純資産額 の状況
広島市森林組合				平均値以下	
佐伯森林組合		高い		平均値以下	
山県森林組合	該当				減少している
高田郡森林組合	該当	高い			減少している
太田川森林組合	該当			平均値以下	
賀茂地方森林組合				平均値以下	
黒瀬町森林組合	該当				
芸南森林組合	該当		余裕なし	平均値以下	残高が少ない
尾三地方森林組合					
世羅郡森林組合			余裕なし		残高が少ない
神石郡森林組合					
広島県東部森林組合	該当	高い			
甲奴郡森林組合	該当	高い			
三次地方森林組合					
備北森林組合				平均値以下	
西城町森林組合		高い			
東城町森林組合	該当				

③ 財政状況からのコメント

[P 69 ~ P 73 参照]

赤字決算の組合が増加している。なかには2-3期連続赤字決算の組合がある。また、事業損益の段階での赤字は組合の存続にかかわる問題である。

森林組合全体で事業収益では森林整備収益の減少が大きく、森林整備収益への依存度の高い森林組合ではその他の事業での収益確保が必要である。

各森林組合の剰余金と準備金の状況を検討すると、余裕がなく配当等が厳しい状況の森林組合がある。

また、純資産の状況を分析すると純資産比率が平均値以下、純資産額が減少傾向や残高の少ない組合がある。

以上より、個別の森林組合の財務上の問題点が判明した。

④ 補助金・交付金の申請の基礎資料の作成を
[P 74 参照]

補助金・交付金は、対象事業を行うことにより交付されるものであるが、森林組合では、その基礎資料の作成・保存が十分ではない。

特に、佐伯森林組合では、人件費請求の基礎となる現場作業員の作業日報・作業報告書の提出を求めたところ、作成していないとの回答であった。また、事務職員が申請事業に従事したことを示す事務日誌も作成されていなかった。

このことは、補助金・交付金制度をないがしろにする行為であり、著しく不適切である。

⑤ 広島県による森林組合に対する指導・検査
[P 74 参照]

各森林組合は事務処理体制・能力に差があり、結果として不適切な補助金・交付金となっている。

広島県が補助金・交付金の各制度内容の周知を徹底していない結果であると考えられる。

また、補助金・交付金を受けた事業者としての森林組合に対し、実地監査を行った事例は見当たらなかった。

⑥ 森林組合の合併
[P 75 参照]

森林組合の財務内容分析の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により、財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合及び損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

特に、芸南森林組合と世羅郡森林組合については、財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

作業日報など補助金申請に係る根拠資料を整理するよう、各市町・森林組合等を対象とした会議で周知徹底するとともに文書で指導した。

特に国庫補助事業については、新たな業務日誌の様式を示すとともに、事務職員も含め、1日の従事内容が分かる記録を作成するよう周知徹底を図っている。

指摘の内容について、森林組合に対し補助制度の周知徹底に努めるとともに、補助金事務の適切な執行については適宜関係課で連携して、指導していく。

広島県森林組合連合会に対し、系統内の経営困難な組合について、今後の在り方を検討するよう指導している。

後述2組合については、合併も含めた改善への指導を行っている。

<知事所管分>

[農林水産局]

意 見	措 置 の 状 況
<p>2 意見一覧 (1) 計画の反省と策定</p> <p style="text-align: right;">[P 82 参照]</p> <p>最初に、広島県の活性化行動計画の反省と、新計画の策定について述べる。</p> <p>2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画は、効率的な木材の生産・流通体制の確立を目標に下記の重点施策を実施してきた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林業生産の低コスト化(低コスト林業団地の拡大) 2 林業事業体の育成強化(林業組合の経営基盤強化) 3 木材流通の効率化と木材利用の拡大(県産材の流通・使用の促進) <p>2010年(平成22年)の実績では計画を達成した項目は、6項目のうち4項目であり2項目(森林組合の合併推進及び森林組合の長期施業受託面積の拡大)は未達成であった。</p> <p>合併は、平成24年4月に一件実現していることから現在(平成25年1月)森林組合は16組合である。しかし、「第5 監査対象補助金の監査結果(10)森林組合 ⑥森林組合の合併」で指摘しているように財務体質の悪化している森林組合があり、合併の推進は今後も引き続いて実施する必要がある。</p> <p>引き続き、2020 広島県農林水産業チャレンジプランが作成されている。</p> <p>新プランは、平成21年12月の農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」に基づいて新たな取り組みを実施している。</p> <p>今後の課題は、下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効率的な県産材生産体制の確立 ② 消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築 ③ 県産材の利用拡大に対する取り組み ④ 森林資源の循環利用に関する取り組み <p>①については前プランの①及び②により推進した政策の継続である。</p> <p>②及び③については前プランの③の継続・発展を目指している。</p> <p>④については環境問題への対応からの新しい課題である。</p> <p>新プランは、農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」を基に作成しているが、広島県の独自性や事情を考慮し、前回プランの取り組み</p>	<p>2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画での取組結果を踏まえ、平成22年12月に策定した「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」においては、4つの各主要施策のそれぞれにおいて「現状と課題」を分析し、施策の展開方向、数値目標の設定を行っている。</p>

<p>成果が一部記載されているが不十分である。</p>	
<p>(2) 補助金・交付金のあり方</p> <p>① 公平な補助金・交付金を</p> <p style="text-align: right;">[P 83 参照]</p> <p>森林関係の補助金・交付金は、事業者により申請内容が均一ではなく、結果として不公平をもたらしている。</p> <p>例として、森林整備地域活動支援事業における実行経費の請求内容が挙げられる。施業集約化の実行経費内訳報告において、11項目の費用のうち、7項目の請求をした森林組合がある一方、人件費しか請求しなかった森林組合が7組合中2組合ある。</p> <p>広島県が事前に制度の周知徹底をしていれば、このような不公平な事態は防げたと考えられるので、今後は、補助金・交付金制度について事前の周知を十分にされたい。</p> <p>② 事業箇所の精査を(2年連続同一箇所への交付金)</p> <p>森林整備地域活動支援事業において、平成21年度及び平成22年度ともに交付金額が同額あるいは近似し、交付対象者も同一であり、対象面積が同じ、事業内容が同じものがある。</p> <p>例えば、廿日市市においては、平成21年度及び平成22年度ともに交付額9,850,000円、交付対象者4者、対象面積1,970haで、同一である。</p> <p>このことは、事業がただ単に前年を踏襲し行われているだけで、事業の効果は甚だ少ないと言わざるを得ない。</p> <p>同額の資金を他に交付すれば、政策効果が発揮できるので、事業箇所の精査を要望する。</p> <p>③ 規定に基づく適正な補助金</p> <p style="text-align: right;">[P 86 参照]</p> <p>広島県森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、路線箇所の廃止及び変更がある場合・市町申請額の変更がある場合など、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定している。そこで、夏夜鳥支線をみると、実際の事業費が補助金額を20%以上下回っているにもかかわらず、上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなされていない。</p> <p>そもそも、補助金の交付は、路線ごとに事業費が算出され、それに基づいて申請・交付されているものであるから、路線ごとに実事業費と補助金額の対比を行い、実事業費が補助金額を下回るような場合、その額を明らかにすべきであるが、それが明らかにされないまま、余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されたことは、著しく不透明であり「渡切り」と言わざるを得ない。</p>	<p>指摘の内容について、請求する項目は申請者の任意とされており、その請求に基づき交付決定を行っている。</p> <p>意見等を踏まえ会議等を通じて申請者に対し補助制度の周知徹底に努めている。</p> <p>森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)について、同一箇所での複数年にわたる事業実施は、国の補助制度上認められている。</p> <p>指摘の路線については、次年度以降の計画を予算の範囲内で前倒して実施したものである。</p> <p>変更交付申請については、路線の廃止・新設・市町申請額の変動を対象としており、路線毎の延長変更のみについては変更手続きの対象外とされている。</p> <p>この度の意見等を踏まえ会議等を通じて事業主体と県・市町との間で変更内容の周知徹底に努めている。</p>

<p>い。 今後、より適正な申請手続きの改善を行うべきである。</p> <p>④ 自己所有山林への請負 [P 84 参照]</p> <p><佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業> 佐伯森林組合では、代表取締役個人が所有する山林の路網改良工事について、同族会社が、随意契約により請負施工している(1件 1,053,000円)。 団地林の施業集約化の路網改良工事を行うものであるが、当団地林の施業集約化の同意は、同族法人与代表取締役個人のみであり、およそ集約化が出来たとは言えない。</p> <p><佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業> 佐伯森林組合では、自己所有の山林に対して、自らが間伐事業の施業を行い、補助金を受け取った者がある(2件 874,780円)。 自己所有山林の整備を自らが行うことは、事業経営上当然の事である。自己所有山林の整備を行ったことにより、補助金を受け取るのは、国民感情、県民感情として納得できない。 制度の仕組みを改め、透明・公平な補助金制度にして欲しい。</p> <p>⑤ 間伐収益からの実費負担を [P 86 参照]</p> <p>森林整備地域活動支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化・作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人の(法人)の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが、正しい税金の使い方であると考えます。 税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は改めるべきである。</p>	<p>森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)に係る指摘の内容については、国の補助制度上認められている。</p> <p>ひろしまの森づくり事業は、森林の有する公益的機能を維持・発揮することを目的としており、森林機能の維持・発揮による恩恵は県民すべてが享受するものであることから、自己所有山林への補助を認めている。</p> <p>国の補助制度の要件等に沿った事業を実施しているものであり、適正な事業執行に努めている。</p>
<p>(3) 契約事務 [P 86 参照]</p> <p><森林整備地域活動支援事業>、<森林整備加速化・林業再生基金事業>、<ひろしま森づくり事業>において、森林組合が事業主体となり、そして、請負で施工する場合に、一律随意契約の方式によって請負契約が締結されていた。 しかし、競争入札の方式を導入するよう指導されるべきである。 都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入</p>	<p>県地方機関を通じて、市町・森林組合等へ「造林関係事業における競争入札の推進について」(平成24年4月2日付け)を通知することにより、競争入札が推進されるよう、周知徹底に努めている。 また、森林組合等が行う契約は地方自治法の適用を受けないが、ひろしまの森づくり事業は県民や企業などから徴収したひろしまの森づくり県民税を財源としていることに鑑み、今後とも事業コストの縮減や事業の透明性の確保に努めていく。</p>

札によることとされている。

広島県森林整備地域活動支援事業基金は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、効率的・計画的な間伐を行う仕組みの構築、施業に必要な路網の改良を支援することを目的としている。

広島県森林整備加速化・林業再生基金の制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成、低炭素社会の実現が求められる中、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

ひろしまの森づくり事業は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させることに制度の目的・趣旨がある。

これらの制度の目的・趣旨からして、森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生基金事業、ひろしまの森づくり事業は、正に強い「公益性」を有している。

これらの基金は税金が投入されていること、競争入札の方式によれば契約締結の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保できることなどを総合勘案して、森林組合が地方公共団体ではないとしても、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の方式によることが適切であるから競争入札の方式を導入するよう指導されるべきである。

(4) 消費税

[P 84 参照]

今回監査を行った補助金等のうち、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業にかかわるものについて、消費税等の取り扱いの不備による補助金の過大交付があった。また、ひろしまの森づくり事業にかかわるものについても、消費税等の取り扱いについて同様の不備があり、県に対して実態確認を依頼中である。

消費税等の取り扱いの不備の内容を事例で示すと次のとおりである。

ひろしまの森づくり事業に係る指摘について、実行経費を確認したところ、消費税の取扱に誤りがあったものの、補助対象経費は補助上限額を上回り、県補助金の確定額に影響はなく、結果として、補助金は過大交付されていなかった。

補助事業における消費税の取扱については、従来から市町等に対し指導をしてきたところであるが、今回の指摘を受け、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、具体例を示しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っている。

引き続き、市町や事業主体に対する指導を徹底していく。

＜消費税等の取り扱いの不備の内容＞

補助金は補助金の交付要綱により定められた標準経費と実際に支出した実行経費のいずれか低い金額(以下「補助基準額」という)から所有者の自己負担額を控除した金額となる。

＜前提条件＞

a 標準経費 250,000 円

b 実行経費 税抜き金額 240,000 円, 税込み金額 252,000 円

A 本来の取り扱い

標準経費と税抜きの実行経費を比較する。

250,000 円 > 240,000 円 ∴ 補助基準額 240,000 円

B 過大交付となった際の取り扱い

標準経費と税込みの実行経費を比較している。

250,000 円 < 252,000 円 ∴ 補助基準額 250,000 円

C 過大交付額の計算

CとBの差額が補助金の過大交付額となる。

250,000 円 - 240,000 円 = 10,000 円 … 過大交付額

上記Aの本来の取り扱いでは、補助金額 240,000 円に対し、外注への支払額は税込金額である 252,000 円となるが、この支払額のうち消費税等相当額である 12,000 円は消費税等の申告を行うことにより、税額の還付又は他の課税売上に係る消費税等から控除(以下「還付等」という。)することができる。この結果、当事業を実施するための支出は、当初の支出額 252,000 円から還付等を受ける 12,000 円を除いた 240,000 円になり、交付を受ける補助金と同額になるため、事業者の手元に補助金は残らない。

しかし、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業に係る補助金について神石郡森林組合で、ひろしまの森づくり事業に係る補助金について佐伯森林組合では上記Bの取り扱いが行われていた。神石郡森林組合では補助金が過大に交付されていた。

今年度監査を行った、健康福祉局関係の補助金においても、事業者からの消費税等に関する報告書が漏れていたが、県の担当者も消費税等に関する報告の必要性を認識していなかった。

これらのことを考え合わせると、広島県全体の補助金・交付金の業務執行において、消費税等に関係した補助金の減額及び返還事務が適正に行われているかについて大きな疑問を持たざるを得ない。

まずは、過大交付となっている補助金については返還を求めるべきであるし、消費税等について報告を受けるべきである。

今後は、各規定の趣旨を十分に理解し、必要に応じて、各補助金に共通する問題については横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め適正な執行に努めるべきである。

(5) 報告事務の徹底

① 事業実績報告書の記載

[P 89 参照]

今年度現地監査を行った神石郡森林組合と佐伯森林組合の両組合ともに、ひろしまの森づくり事業に関する事業実績報告書において、実行経費と標準経費を同額で記載していた。実行経費は、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得るものであり、実績報告書の趣旨から考えても、実行経費欄には実額を記載すべきである。県としても実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

② 実績報告書の記載

[P 89 参照]

森林整備加速化・林業再生事業<間伐>請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費費等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

③ 達成状況報告及び事業評価

[P 90 参照]

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についてを定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

ひろしまの森づくり事業に係る実行経費の算定方法について新たに基準を定めるとともに、実績報告書の適切な作成について、市町・事業主体に対し指導を行った。

森林整備加速化・林業再生事業に係る実績報告書、達成状況報告及び事業評価に係る指摘について、市町及び事業主体を対象とする会議を開催し、具体例を示しながら、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図っている。

<p>(6) 補助金・交付金を受取る事業者に対する指導</p> <p style="text-align: right;">[P 90 参照]</p> <p>広島県は、外部監査により判明した次に掲げる事項について、事業者を指導しなければならないと考える。</p> <p>以下、チェックリストの作成を念頭におき、述べることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に補助金を受け取った機械・器具等の減価償却費相当額は、交付金の請求ができないこと ・補助金・交付金請求の基礎資料の作成と保存 現場作業員が作成すべき作業日報・作業日誌を作成し、保存すること ・事務職員が作成すべき事務日誌を作成し、保存すること ・管理職については管理職業務があるので、100%請求はできないことまた請求金額は一般職員の金額と同額にすべきこと ・事業は公共事業としての性格を有するので、一定金額以上の契約については、随意契約ではなく、競争入札によること ・申請内容が、申請者により不均一であり、結果として不公平を生じているので、制度の内容を周知徹底すること ・消費税については、補助金等の請求額に含めないこと ・自己所有山林、同族会社関係者の所有する山林については、所有者以外の者が施業を行うこと 	<p>補助事業の適切な執行については、従来から市町・事業主体に対し指導をしてきたところである。</p> <p>今回の指摘を受け、次年度事業ヒアリングで確認できる内容は、事前にチェックを行うとともに、森林整備事業等担当者会議等において、各内容に対するチェックの徹底指導に努めていく。</p>
<p>(7) 事前のチェックリスト作成を</p> <p style="text-align: right;">[P 91 参照]</p> <p>今回の包括外部監査ではいくつかの指摘をしたが、その多くは、事前のチェックがあれば防ぐことが出来たものが多い。</p> <p>事業の開始に当たり、誤りやすいと考えられる所のチェックリストを作成し、適正な事業を実施していただきたい。</p> <p>チェックリストの内容については、「6 補助金・交付金を受取る事業者に対する指導」を参考にされたい。</p>	<p>事業の実施や検査に際しては、既にチェックリスト等による確認作業を行っているが、監査意見を踏まえ、今後はチェック項目の見直しや事前確認作業を徹底するなど、適正な事業執行に努める。</p>
<p>(8) 森林組合</p> <p>① 健全な組合経営体制の確立を</p> <p style="text-align: right;">[P 91 参照]</p> <p>広島県の森林組合は、17 組合(平成 23 年度末)あるが、損益動向を見ると、平成 23 年の事業損益は合計で△66,774 千円であり、経常損益は△13,737 千円と赤字である。</p> <p>平成 21 年の事業損益 246,086 千円、経常損益 281,723 千円に比し、大幅な落ち込みである。</p> <p>関連する事業に進出し、経営の多角化を行う</p>	<p>現状の財務状況での新たな投資や、経営意欲が減退している組合員からの賦課金の徴収は困難と思われるため、現行事業の低コスト化や組織体制の見直し等により、安定的な経営になるよう指導している。</p>

とともに、効率的経営体制を確立しなければ、必要な事業利益は確保できない。

賦課金等を徴収することを含め、健全な組合運営体制の確立が望まれる。

② 合併による森林組合の存続

[P 91 参照]

森林組合の財務状況は「第 5 監査対象補助金の監査結果 (10)森林組合②森林組合の財務状況」で検討している。

検討の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に、事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合、損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

例えば芸南森林組合と世羅郡森林組合については財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

その他にも将来経営悪化が予想される森林組合もあると思われるので、前回のプラン「2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」に記載のある「組合合併の推進」により、広島県の林業の存続を検討すべきである。

③ 森林組合に対する指導(団体検査課との連携)

[P 91 参照]

今回の外部監査においては、補助金・交付金を受け取った森林組合に対する実地監査を行うことにより、事態解明に努めた。その結果、補助金・交付金の申請から報告に至るまで多くの是正すべき事項があり、事務の杜撰な実態が明らかになった。

森林組合の監督については、団体検査課の所掌事務とされているが、各事業の監査は担当課が行わなければならない。

各森林組合は、その事業処理体制・能力に差があり、結果として不公平な補助金・交付金となっている。

また、広島県の事前指導・周知が十分でないため、誤りが散見される。

今後は、森林組合に対し、制度の事前周知、チェックリストの作成による注意喚起、結果報告の精査を通じ、十分な指導を行われることを望むものである。

広島県森林組合連合会に対し、系統内の経営困難な組合について、今後の在り方を検討するよう指導している。

後述2組合については、合併も含めた改善への指導を行っている。

指摘の内容について、森林組合に対し補助制度の周知徹底に努めるとともに、補助金事務の適切な執行については適宜関係課で連携して、指導していく。